

おうみおおつのみやしごりいせき
近江大津宮錦織遺跡における史跡指定の経緯について

指定履歴

昭和54年 7月 2日（史跡指定）
昭和56年 7月 8日（追加指定）
昭和59年 7月 3日（追加指定）
昭和62年12月25日（追加指定）

平成11年 1月14日（追加指定）

説 明

近江大津宮は、大津市西部、JR西大津駅の北方約500メートルに位置し、天智6年（667年）、天智天皇により飛鳥の地から遷都された都である。しかし、壬申の乱（672年）によって近江朝廷側が敗れ、この宮は廃棄された。この大津宮は、「日本書紀」に「浜台、大蔵、宮門、朝庭、殿、漏刻台、内裏仏殿、内裏西殿、大蔵省第三倉、新宮、大炊」等の宮にかかわる建物等の記載があるが、その実態はほとんど明らかではなかった。昭和49年、滋賀県教育委員会による発掘調査により、当地一帯で宮の中心部分の一部が確認されるようになり、内裏正殿・南門・回廊・塀・倉等が検出された。

指定は、当該地が住宅密集地であるため、保存のできる場所から実施しており、今回は、南門の遺構の所在する地域を追加して指定し、保存を図ろうとするものである。

（出典「月刊 文化財」〔文化庁文化財保護部監修〕）

平成14年12月19日（追加指定）

説 明

近江大津宮は、天智天皇が天智6年（667年）に飛鳥から畿外の地である近江に遷都し、天武元年（672）の壬申の乱によって廃絶するまでのおよそ5年間の都である。宮跡の所在地は長らく不明であったが、昭和49年、滋賀県教育委員会が錦織地区で実施した発掘調査によって内裏南門と考えられる巨大な柱穴が発見され、その後の調査で宮跡の中枢部の遺構が見つかり、昭和54年、内裏南門と考えられる遺構を中心に史跡に指定された。現在までに内裏正殿、内裏南門、回廊、塀、倉、石敷き溝等の遺構が確認されており、追加指定を行っている。

本遺跡は住宅密集地に所在するため、指定は条件の整った場所から順次行っている。今回は、内裏正殿の東側に接する部分と、内裏南門の中央にあたる部分の2カ所を追加して指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

（出典「月刊 文化財」〔文化庁文化財部監修〕）